

さいたま市告示第484号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項に規定する応急入院指定病院を次のとおり指定したので、応急入院指定病院の指定等について（平成12年3月30日障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の規定により告示する。

令和8年3月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した病院

- (1) 医療法人白翔会 浦和神経サナトリウム
 - ・ 所在地 さいたま市南区広ヶ谷戸301番地1
- (2) 医療法人社団 輔仁会 大宮厚生病院
 - ・ 所在地 さいたま市見沼区片柳1番地
- (3) 社会福祉法人シナプス 埼玉精神神経センター
 - ・ 所在地 さいたま市中央区本町東6丁目11番地1

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部保健衛生総務課保健係
- (2) 電話 048（829）1294

